

大分県報

令和六年
第四九一号
三月十二日

（火曜日）

目次

告示

青少年に有害な図書等の指定	一
瀬戸内環境保全特別措置法による特定施設の設置の許可申請	一
公有水面埋立工事のしゅん功認可（四件）	二
指定予定保安林（二件）	五
道路区域の変更	五
道路占用の制限	五
都市計画事業の事業計画の変更認可	六
人事委員会告示	六
不服申立て事案の却下決定に係る公示送付	六

○告示

大分県告示第百三十六号

次の図書等は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十一条第二項の規定により、これを有害図書等に指定した。

令和六年三月十二日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

指定年月日

種類

名

称

発行所名等

指定理由

著しく青少年の性的感情を刺激し、著

令六・二・二八

雑誌

実話ナツクルズ 二月号

株大洋図書

裏モノJAPAN 二月号

株鉄人社

しく青少年に粗暴性若しくは残虐性を植え付け、又は著しく青少年の犯罪若しくは自殺を誘発し、その健全な育成を害するおそれがある。

大分県告示第百三十七号

瀬戸内環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和六年三月十二日

大分県知事 佐藤樹一郎

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

大分市大字旦野原七百番地

国立大学法人 大分大学

学長 北野正剛

2 特定事業場の所在地及び名称

由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地

3 設置される特定施設の種類

大分大学挾間キャンパス

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十一号の二

イ 洗浄施設

種類 洗浄施設

① 〇・一 m³ 一基

② 〇・〇六 m³ 一基

③ 〇・一七 m³ 一基

令和六年二月二十二日

二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 佐藤 樹一郎

三 埋立ての区域

1 位置

中津市小祝新町一〇八番の地先の公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び二点とイ点を結ぶ春分秋分の満潮位（プラス四・二メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

イ点 中津市小祝新町一〇八番の北西の角から一二二度二〇分〇四秒六六・九七メートルの地点

ロ点 イ点から三二度一九分三九秒一五〇・〇四メートルの地点

ハ点 ロ点から一二二度二〇分二七秒三七・八六メートルの地点

ニ点 ハ点から一九一度四三分五三秒一六〇・二九メートルの地点

3 面積

九、九一〇・〇八平方メートル

四 埋立ての免許の年月日及び番号

平成元年四月十七日指令漁港第百四十五の二十五号

五 閲覧の場所

中津市役所

大分県告示第百三十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、次のとおり

公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。

令和六年三月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 しゅん功認可の年月日

令和六年二月二十二日

二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 佐藤 樹一郎

三 埋立ての区域

1 位置

中津市字小祝字寺山五二五番二七三及び小祝新町一〇八番の各地先並びに平成元年四月十七日付け指令漁港第百四十五の二十五号の免許に係る埋立ての埋立区域先及び平成元年十月九日付け指令漁港第百三十一の五号の免許に係る埋立ての埋立区域先の公有水面

を

結ぶ春分秋分の満潮位（プラス四・二メートル）における公有水面と陸地との境界

線により囲まれた区域

2 区域

次のイ点とへ点とを結んだ線、へ点からヨ点までを順次に結んだ線及びヨ点とイ点とを結ぶ春分秋分の満潮位（プラス四・二メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

イ点 中津市字小祝字寺山五二五番二七二の南の角から九五度二七分四三秒一〇八・三八メートルの地点

へ点 イ点から三二度二〇分四七秒一五二・八五メートルの地点

ト点 へ点から一二二度二九分四八秒二七一・五四メートルの地点

チ点 ト点から一九一度四三分五三秒一六三・二七メートルの地点

リ点 チ点から三〇二度〇三分五一秒一・二〇メートルの地点

ヌ点 リ点から一八〇度一六分一三秒六・七二メートルの地点

ル点 ヌ点から一度四三分五三秒一六〇・二九メートルの地点

ヲ点 ル点から三〇二度二〇分二七秒二三七・三四メートルの地点

ワ点 ヲ点から一二二度一九分四三秒四八・八九メートルの地点

カ点 ワ点から一二二度二〇分四一秒一九九・四八メートルの地点

ヨ点 カ点から一二二度一九分三九秒一〇一・一四メートルの地点

3 面積

二六、二三三・一八平方メートル

四 埋立ての免許の年月日及び番号

平成二年四月十二日指令漁港第百三十一の二十五号

五 閲覧の場所

中津市役所

大分県告示第百四十号

令和六年三月十二日

大分県報（告示）

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、次のとおり
公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。

公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。
令和六年三月十二日

令和六年三月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 しゅん功認可の年月日

一 しゅん功認可の年月日
令和六年二月二十九日

二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
大分市大手町三丁目一番一号

大分県

大分県

代表者 大分県知事 佐藤 樹一郎

代表者 大分県知事 佐藤 樹一郎

三 埋立ての区域

三 埋立ての区域

1 位置

1 位置

中津市小祝新町一〇八番の地先の平成元年四月十七日付け指令漁港第四百四十五の二十五号の免許に係る埋立ての埋立区域先の公有水面

白杵市大字板知屋字ビワケ鼻二―三四番一から一二五五番三に至る地先公有水面

2 区域

2 区域

次のイ点から二点までを順次に結んだ線及び二点とイ点を結ぶ春分秋分の満潮位（プラス四・二〇メートル）における公有水面と平成元年四月十七日指令漁港第四百四十五の二十五号の免許に係る埋立ての埋立区域との境界線により囲まれた区域
イ点 中津市小祝新町一〇八番の北の角から六五度五〇分二五秒一二一・二九メートルの地点

次の各地点のうち五四の地点と五三の地点を結んだ線、五三の地点と一〇の地点を結ぶ平成十六年春分の満潮位（D・L・+一・八六メートル）における公有水面と陸地との境界線、一〇の地点と一一の地点を結ぶ平成十六年春分の満潮位（D・L・+一・八六メートル）における公有水面と陸地との境界線、一一の地点と五六の地点を結ぶ平成十六年春分の満潮位（D・L・+一・八六メートル）における公有水面と陸地との境界線、五六の地点と五五の地点を結んだ線及び五五の地点と五四の地点を結んだ線により囲まれた区域

ロ点 イ点から三〇二度二〇分四一秒一九九・四八メートルの地点

五四の地点 国土地理院板知屋三等三角点（北緯三三度〇七分一一秒三五四五、東経一三一度四九分五四秒五二〇）から二八三度〇七分三六秒一、四七三・九三メートルの地点

ハ点 ロ点から三二度一九分四三秒四八・八九メートルの地点

五三の地点 五四の地点から二〇四度〇四分三〇秒六九・六一メートルの地点

ニ点 ハ点から一二二度二〇分二七秒一九九・四八メートルの地点

一〇の地点 五三の地点から二九二度一九分〇七秒二・七七メートルの地点

3 面積

3 面積

九、七五三・八一平方メートル

一一の地点 一〇の地点から二八三度二三分五八秒一八・九五メートルの地点

四 埋立ての免許の年月日及び番号

五六の地点 一一の地点から二九九度一二分二七秒三〇・七三メートルの地点

平成元年十月九日指令漁港第三百三十一の五号

五五の地点 五六の地点から二四度〇四分三〇秒七〇・四六メートルの地点

五 閲覧の場所

3 面積

中津市役所

三、七二二・一〇平方メートル

大分県告示第四百四十一号

四

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、次のとおり

埋立ての免許の年月日及び番号
平成十七年三月三十一日指令港第一九八五号

五 閲覧の場所
大分県土木建築部港湾課及び臼杵土木事務所並びに臼杵市役所

大分県告示第四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和六年三月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所
宇佐市院内町小稲字岩本一〇番二（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに宇佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年三月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

玖珠郡玖珠町大字古後字野平四四九三番一から四四九三番三まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年三月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年三月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道山内新殿線	豊後大野市千歳町新殿字ノソキ 六五九番二地先から 豊後大野市千歳町新殿字馬場七 〇六番八まで	前	一五・〇 メートル 七・〇	三八一・四 メートル
	豊後大野市千歳町新殿字ノソキ 六五九番二地先から 豊後大野市千歳町新殿字ノソキ 六六〇番二まで	後	七・〇 七・〇	五・二

大分県告示第四百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、次のように道路の占用を制限する区域を指定する。

その関係図面は、令和六年三月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年三月十二日

大分県報（告示）

て一般の縦覧に供する。

令和六年三月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 占用を制限する区域

道路の種類及び路線名

区域

一般国道二一三号

豊後高田市玉津字浜二一四八番七から
豊後高田市玉津字白萩二〇九三番四まで

県道山香国見線

国東市国見町赤根字中ノ迫一八三三番一から
国東市国見町赤根字中ノ迫一八三三番三まで

県道庄内久住線

竹田市直入町大字下田北字松山三七二四番五から
竹田市直入町大字下田北字松山三七一八番五まで

県道天瀬阿蘇線

日田市中津江村栃野字小室原四四六〇番一地内

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限を開始する期日

令和六年四月一日

大分県告示第四百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和六年三月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 施行者の名称

日田市

二 都市計画事業の種類及び名称

日田市計画道路事業

三・五・十四号 友田徳瀬線

三 事業施行期間

変更前 平成三十年十二月二十五日から令和六年三月三十一日まで
変更後 平成三十年十二月二十五日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○人事委員会告示

大分県人事委員会告示第一号

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成二十年大分県人事委員会規則第十五号。以下「規則」という。）第十二条第二項の規定による審査請求の却下決定書について、次に掲げる者に送付することができないので、規則第六十一条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和六年三月十二日

大分県人事委員会委員長 石井 久子

一 審査請求人の氏名

秋吉 静子、秋吉 康子、阿部 郁子、安部 高明、安部 芳子、井陽二郎、伊藤 都

梅木 久士、鴛海 洋子、柿本 正和、神戸 恵美子、菊池 由紀、木原 政子、

甲原 安、後藤 美次、坂口 一郎、坂本 浩志、首藤 弘明、進藤 允禎、末松 文彦、

高田 義久、續 淳子、徳地 倫子、中川 國生、丹生 裕巳、花本 喜代司、

丸馬 榮子、三尾母 彰、山田 泉、山本 勝彦

二 送付する文書

令和六年二月二十七日付け却下決定書の正本

（送付する文書は、省略し、大分県人事委員会において保管する。）

三 規則第六十一条第三項の規定により、送付があつたものとみなされる日

令和六年三月二十七日

四 公示の理由等

- 1 一の審査請求人（以下「請求人」という。）に係る審査請求について、当委員会では請求人の死亡を確認したところ、請求人の相続人等から当委員会に対し、請求人の死亡の日の翌日から起算して一年以内に規則第八条第一項の規定による審査請求手続承継の申立てがなされなかった。
- 2 よって、規則第十二条第一項第三号の規定により、令和六年二月二十七日付けで審査を打ち切り、審査請求を却下することを決定した。
- 3 1に掲げる事情により、当該却下決定書については、請求人に送付することができないので、公示の方法による送付をするものである。
- 4 なお、当該却下決定書は、当委員会が保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付することができる。

令和六年三月十二日

大分県報（人事委告示）